

令和5年度 茨城県地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業推進方針

令和5年4月24日
茨城県農林水産部農業経営課

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「国実施要綱」という。））別記3第11の4の規定に基づき、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業における推進方針を次のとおり定める。

1 方針

県・農地中間管理機構（以下「機構」という）・農業会議は、市町村が地域計画（又は地域計画の策定に向けた取組）に基づき進める農地の集積・集約化について、関係機関・団体との連携強化を図り、地域の話合いを促進し、農地の受け手や出し手の掘り起こしを進め、品目や地域を絞って重点的に取り組むことで、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業等を活用した担い手（※1）への農地の集積・集約化を一層推進する。

（1）県基本方針における担い手が利用する農用地の面積目標

本県における令和5年度までの担い手への農地の集積目標値は、国の考えに則して基準年度の集積率の2.5倍を次の表のとおり設定する。

| 区分 | 基準（平成25年度） | 目標（令和5年度） |
|----------------|------------|------------|
| 耕地面積 ① | 173,000 ha | 173,000 ha |
| うち担い手が利用する面積 ② | 45,396 ha | 114,180 ha |
| 担い手への集積率 ②/① | 26.2 % | 66.0 % |

（2）本県の目標達成までの年度別の考え方

本県の目標を達成するための年度別の集積目標は、制度等の浸透度を考慮して、事業初年度（平成26年度）から5年間を事業構築・拡大期として毎年1,500haずつ増加させ、6年目（令和元年度）以降は、事業安定期として毎年9,000haとする。

また、集積目標達成のため、機構集積協力金等を活用し、農地中間管理事業による更なる農地の集積・集約化を推進する。

2 推進内容

（1）関連施策との連携による農地の集積・集約化

品目や地域を絞った農地の集積・集約化を推進するため、「農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業」や「リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業」や「茨城かんしょトップランナー産地拡大事業」などの県施策を活用した取組みを実施する。

また、農地耕作条件改善事業や農地中間管理機構関連農地整備事業などの基盤整備事業と連携した農地の集積・集約化を推進する。

（2）地域計画の策定と連動した農地の集積・集約化

各市町村で取り組む地域計画の策定に係る話合い等の機会を活用し、経営規模の拡大によって販売金額1億円以上の経営体を育成できる見込みのある地域を重点推進地域に設定し、意欲ある担い手の生産性向上に向けた農地の集積・集約化を重点的に推進する。

※1 「担い手」とは、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者、集落営農経営（特定農業団体、集落内の農地を一括管理・運営する営農組織）である経営体とし、「非担い手」とは、「担い手」以外の経営体とする。